

法ノ離婚届ニ依テ出来ナイト云フノ
ハ、王公家軌範ニ依テ勅許ヲ得ルコト
ガ規定シテアルカラ、ソレデ特別ニ斯ウ
云フ規定ヲ設クル必要ガアルトスウ云
フ御答辯デアリマスガ、併シ勅許ヲ經
ルト云フコトハ、王公家ニ關スル關係
ガアルカラ、勅許ト云フコトガアルト
致シテモ、其許可以外ニ於テハ離婚離
縁ト云フ實質ノ問題ガアルノデアリマ
テカラ、矢張サウ云フ場合ニ於テハ、王
公家軌範ノ趣意カラ云フテモ、普通ノ
民法ノ規定ニ從テ離婚届ヲ添付スルト
云フコトデ一向差支ナイヤウデアリ
マスカ、斯ウ云フ特別ナ規定ヲ設ケタ
其根本義如何、斯ウ云フ問題ヲ御尋ネ
致シテ置キマス

ス、ソコデ、ドウシテモ手續モソレニ從ツテ變ヘテ行ク必要ガアリマシテ二條ヲ拵ヘタ、斯ウ云フコトデアリマス〇原委員　其點ガ疑ノ點デスガ、假令王公族ニ致シテモ、其離婚届ヲ出ナセテ、一般ノ民法ノ支配ヲ受ケテ離婚届ヲ出シテサウシテ、戸籍ノ變更ヲスルト云フコトニシテ毫モ差支ノナイヤウニ思ハレルノデアリマスガ、但シ王公家軌範ニ依ルト云フト、離婚届ヲ出ス、復籍スル場合ニ於テハ勅許ヲ要スルト云フノハ、是ハ王公家軌範ノ特別ナル規定デアツテ、何モ茲ニ届出ニソレヲ關聯サス必要モナイヤウニ思フノデアリマス、謂ハバソレハ内部關係ノヤウナ手續デアツテ、例へバ普通一般ニ會社ヲ創立スル場合ニ於テモ、色ニナ認可ヲ要スル場合ガアレバ、其認可ヲ俟ッテ登記シナケレバナラヌ、併シ登記其モノニハ事項ヲ示シテ登記サヘスレバ宜シイト云フコトデ、此戸籍ノ方面ニ向ツテハ普通一般ノ民法ニ從テモ一向差支ナイヤウニ思フノデアリマスガ、其點ヲ一ツ伺ヒマス〇池田政府委員　離婚ノ——婚姻モサウデアリマスガ、離婚ノ形式ト云フモノハ、王公族關係ノモノニ付キマシテハ王公家軌範ニ規定セラレタノデアリマシテ、民法トハ別ニナツテ居リマス、異ツテ居ルノデゴザイマス、民法ニ於キマシテハ申上ゲル迄モナク、届出ニ依テ離婚ニ相成ルノデアリマス、即チ民

法ニ依リマシテ届出ガ離婚ノ形式的要件ニ相成ツテ居ルノデアリマス、ソコデ戸籍法ハ其民法タル實體法ヲ受ケマシテ、例ヘバ今ノ問題デ申セバ、第百四條ニハ「離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載キマシタ中ニ、例ヘバ「婚家ヲ去ル者ノ復籍スペキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍」スルコトヲ要ストアリマシテ、色ニ書「婚家ヲ去ル者ガ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並場所但シ實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所」ト云フモノヲ此離婚届書ニ書カシメテ、サウシテ戸籍上ノ處理ヲスルコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、即チ離婚届ト云フモノガ前提ニ相成ツテ居リマスガ、王公家軌範ニ依リマスレバ、離婚ノ效力ヲ生ズルノニハ離婚届ト云フモノハナイ、即チ形式的離婚届ト云フモノヲ認メテ居ラナイノデアリマス、即チ形式要件トシテハ何モナイ、即チ勅許ガアレバソレデ以テ離婚ニナルト云フコトニ相成ツテ居ルノデアリマス、ソコデ實體法ガ斯ノ如ク違フ、即チ形式ガ違フ、故ニ戸籍法ヲ以テ賄フト云フコトハ出來ナイト云フコトニ相成ルノデアリマス

デ實體法ニ屬スベキコトハ矢張同様ニ
王公家軌範ニ之ヲ規定シテゴザイマ
ス、届出ノ場合ダケハ一般臣民ノ戸籍法
ヲ改正スルト云フ舉ニ出ヅル方ガ穩當
ト思ハレルノデアリマス、ソレハ何ト
ナレバ一體王公族デアルガ故ニ特別ナ
取扱ヲ受クルノデアルケレドモ、併シ
臣籍ニ一旦降レバ是ハモウ四海平等
デ、少シモ差別ハナイ譯ニアリマスカ
ラサウスルト矢張法律系統ノ上カラ云
フト、出來ルダケ斯ウ云フ特殊ナ法律
ハ設ケナイデ、戸籍法デモ一部分改正
スレバ當然斯ウ云フ場合ハ處理ガ出來
ルモノト思フノデアリマスガ、ソレヲ
特段ニ斯ウ云フ特別法ヲ設ケルト云フ
趣意ハ、昨年吾ミ協賛ヲ與ヘタル王公
族ノ權義ニ關スル委任ノ法律ノ趣意ヲ
全ウスルモノデナイト思フノデアリマ
スガ、其點ハ如何デアリマスカ

臣民トニ交渉アルコトヲ、各其適用ヲ
受クベキ法律ヲ規定シテ居ル、斯ウ云
フモノニ限ラレテ居ル、ヤウニ解釋ヲ
致スノデアリマス、ソコデ其頭ヲ以テ
マシテ今此一條ニ規定シテ居リマス事

柄ヲ見マスト、即チ王族デアラセラレ
マシテモ、一旦婚姻若クハ養子縁組ニ
依テ内地ノ下籍ニ入ラレマシタ場合ニ
於キマシテハ、即チ一般臣民ノ籍ニ入
ラレル、即チ王公族ノ籍ヲ出デラレル
ト云フコトニナルノデアリマス、離レ
ルコトニ相成ルノデアリマス、ソコデ
其養子縁組若クハ婚家ノ此手續ハ、無
論王公族トシテナサルコトデアリマス
カラ、王公族軌範ニ規定セラレテアリ
マスケレドモ、其後即チ其婚姻若クハ
養子縁組ニ付テ或ハ離婚ヲスルトカ離
縁ヲスルト云フコトニ付キマシテハ、
全ク民法ノ支配ヲ受ケルト云フコト
ハ、今原委員ノ仰セニナッタ通リデアリ
マス、デアリマスカラ其離婚若クハ離
縁ノ手續若クハ效力ヲ定メルコトハ、
是ハ王公族ノ権利義務デモアリマセヌ
シ、又王公族ト一般臣民ニ瓦ル事項デ
モナイ、即チ一般臣民限リノ事柄デア
リマスカラ十五年法律第13号ノ範
圍ニ屬シナイモノデアルト云フコトニ
解釋致シテ居ル次第アリマス、而シ
テ是ハ民法事項デアリマスカラ、法律
ヲ以テ定メル方ガ至當デアラウト云フ
點カラ掲グマシタ次第ゴザイマス

○原委員 私ノ質問ハ是デ打切ルコト
ニ致シマス
○神村委員長代理 ソレデハ今日ハ是
デ散會致シマス
午後零時十一分散會

第五類第三十七號

王公族ヨリ内地ノ家ニ入リタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家
ニ入りタル者ノ戸籍等ニ關スル法律案外一件委員會議錄

第二回

昭和二年三月十七日

四

昭和二年三月十七日印刷

昭和二年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社